

水素・燃料電池分野政策的課題検討業務仕様書

1 目的

水素は、発電・輸送・産業等、幅広い分野で活用が期待されるカーボンニュートラルのキーテクノロジーである。本県では、民間企業と共同で太陽光発電等の電力を活用し、水の電気分解からグリーン水素を製造するP2Gシステムの技術開発を進めているほか、長年研究開発を行っている山梨大学等と協力し、その優位性を生かし、水素・燃料電池関連産業の集積が進められている。

しかし、水素価格は、2030年に現状の3分の1まで低減しても依然として既存燃料との価格差が大きいことや新技術を想定していなかった規制等、水素の普及には課題も多い。

そこで、本業務において、水素・燃料電池の普及に向けて支障となる政策的課題について調査するとともに、その課題を解決するための政策の実現に向け、本県が取り組むべき活動の工程表を作成する。

2 委託期間

契約の日から令和5年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 政策的課題の動向調査

水素・燃料電池の普及に向けて支障となる政策的課題について、国における最新の検討状況や今後の動向を調査・分析する。

なお、本県で捉えている政策的課題は、以下のとおりであるが、本県技術の普及に必要な政策的課題があれば、当該課題についても同様に調査・分析すること。

- ・新技術を想定していない高圧ガス保安法等の規制の見直し
- ・化石燃料の利用者から負担金を徴収し、水素の製造に対する助成に充てることによる水素価格を下げる措置

(2) 政策実現に向けてのステークホルダーの把握等

政策的課題に係るステークホルダーの把握・分析を行うとともに、提言内容に最適なアカデミアの発掘を行う。

なお、アカデミアの発掘は、活動戦略においてアカデミアと連携しない場合は不要とする。

(3) 活動戦略（ロードマップ）の作成

政策の実現に向け、立法府や行政府とのコミュニケーション、広報、世論形成（メディアコミュニケーション）、アカデミアとの連携等のさまざまなツールを取り込んだ、本県が取り組むべき活動の戦略（ロードマップ）を作成する。

活動戦略には、具体的な活動内容、実施時期、実施手法、連携の相手方、実施にあつ

ての留意点等、本県が活動を行うにあたり必要な情報を記載すること。

なお、活動戦略の期間は、国の動向等を踏まえ、受託者において設定することとする。

4 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

5 中間報告

本年度中に速やかに着手すべき取組及び来年度に実施が検討される取組について、9月20日までに報告すること。(様式任意)

6 成果物

報告書 4部 (A4縦 (A3はZ折り))

報告書概要版 4部 (A4横 (A3横も可))

電子データ 1式 (報告書、報告書概要版、本業務で収集・作成した資料一式)

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- (3) 関係省庁職員や大学教授等の有識者、関連企業からヒアリング等を行う場合は、その情報を適宜本県と共有するなど、これまで本県が築いてきた関係性を損ねることがないようにすること。
- (4) 本業務で調査・検討した報告書の内容(電子ファイルを含む。)の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については受託者に留保するものとし、この場合、山梨県は当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。